

# 平成19年における船舶海難及び人身事故の発生状況について

海上保安庁警備救難部救難課

## 1. 平成19年における船舶海難と人身事故の発生状況

平成19年に海上保安庁が取り扱った衝突、転覆など船舶海難の発生隻数は2,579隻(前年に比べ35隻増)で、これに伴い87人(21人減)の方々が死亡・行方不明となっています。

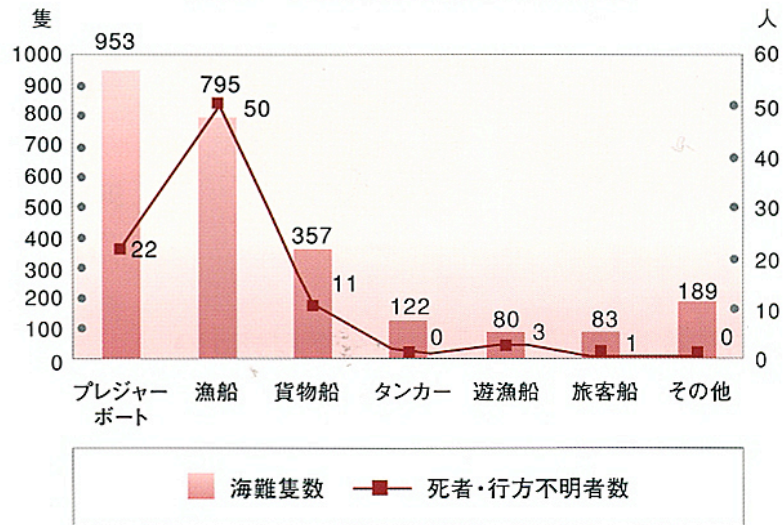
発生隻数を船種別に見ると、プレジャーボートが953隻(101隻増)で最も多く、次いで漁船の795隻(97隻減)、貨物船357隻(11隻減)と続きます。

また、死者・行方不明者については、漁船が50人(9人減)と最も多く、次いでプレジャーボートの22人(2人減)と続きます。(別図1参照)

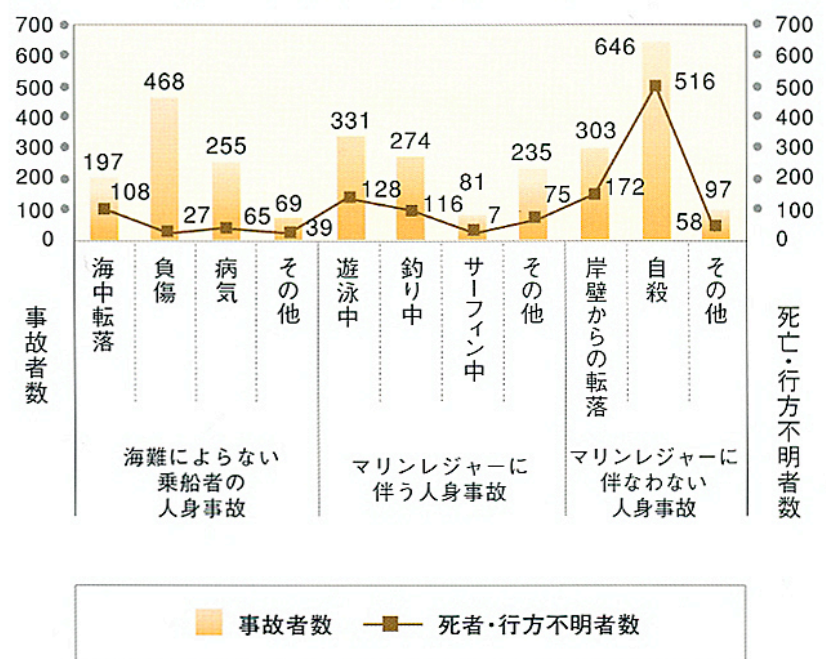
一方、人身事故(海難によるものを除く。)は、2,956人(前年に比べ19人増)で、1,311人(106人増)の方々が死亡・行方不明になっており、昨年と比べて増加しています。

このうち、死者・行方不明者について見ますと、自殺が541人(24人減)、岸壁等からの海中転落が172人(36人増)、船舶からの海中転落が108人(45人減)となっています。また、マリネレジャーに伴う事故(海難によるものを除く。)では、遊泳中が128人(9人減)と最も多く、次いで釣り中が116人(10人増)と続いています。(別図2参照)

別図1 海難の発生状況(平成19年)



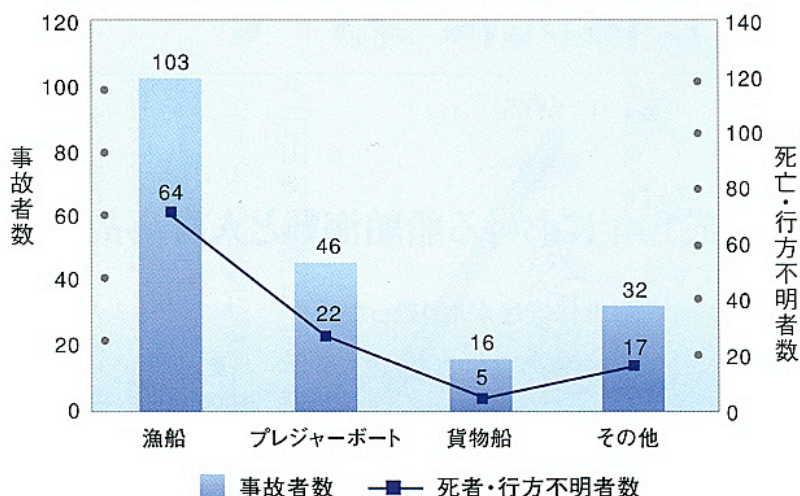
別図2 人身事故の発生状況(平成19年)



特に、船舶からの海中転落について見ると、事故者197人（前年に比べて20人減）中、108人（45人減）が死亡・行方不明になっていますが、中でも、漁船の海中転落による死者・行方不明者が64人（30人減）で半数以上を占めています。

（別図3参照）

別図3 船舶乗船者の海中転落の発生状況（平成19年）



## 2. 自己救命策確保についてのお願い

海上保安庁では、このような結果を踏まえて、海上における死者・行方不明者を減少させるために、

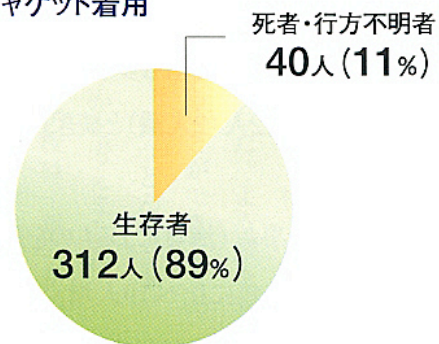
- (1) ライフジャケットの常時着用
- (2) 防水パック入り携帯電話等連絡手段の確保
- (3) 118番の有効活用

を3つの基本とした、「自己救命策の確保」を積極的に推進しています。

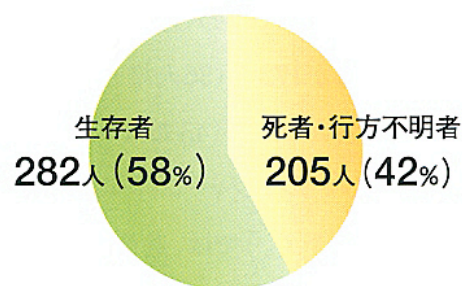
船舶からの海中転落者（平成15年から19年）について、ライフジャケットの着用・非着用でデータを見ると、着用者の生存率は89パーセント（死亡率は11パーセント）であるのに比べ、非着用者の生存率は58パーセント（死亡率は42パーセント）という結果となっており、ライフジャケットの着用が生存率向上に大きく寄与していることがわかります。（別図4-1、4-2参照）

ライフジャケットを常時着用するとともに、防水パック、118番の有効活用をお願いいたします。

別図4-1  
ライフジャケット着用



別図4-2  
ライフジャケット非着用



※平成15年から平成19年の「海難による海中転落者」及び「船舶からの海中転落者」の生存率